

肖像権取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という）が主催する大会又は事業に参加または関与する、競技者および指導者ならびにその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本事業とは、本協会が主催する大会又は事業のことをいう。
- (2) 競技者とは、本協会に録した者をいう。
- (3) 指導者とは、本協会の役員および本大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。
- (4) 本事業関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、当協会および本事業に関係する機関・競技団体の関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。

(肖像の管理)

第3条 本協会は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

(第三者による肖像の利用)

第4条 競技者、指導者および本事業関係者は、本協会の事前の書面による承諾のある場合を除き、本事業における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合を除く。

(営利目的の事業者による肖像の利用)

第5条 1 本協会が許可した業者および関係者に限る。

2 肖像許可要項を、次の各号に定める。

- (1) 本協会との年間スポンサー契約が結ばれていること。
- (2) 申請業者の個人情報保護方針書が提出されていること。
- (3) 当該大会の肖像活動申請済であること。
- (4) 肖像の利用目的および安全管理措置、第三者提供の制限措置等の規約が提示されていること。

- (5) 本人からの開示要求および苦情に対する対応措置が構築されていること。
- 3 肖像を許可された業者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本協会または開催地実行委員会が発行する撮影許可証を身につけ、用意されたビブス等を着用すること。
- (2) 撮影場所、条件等は本協会または開催地実行委員会の指示を受け大会運営に支障をきたさないよう配慮すること。

(権利の侵害)

第6条 本協会、競技者、指導者および本事業関係者は、競技者、指導者または本事業関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

(本規程に属さない事項)

第7条 本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本協会の倫理委員会で協議し、理事会の決定により解決するものとし、競技者、指導者および本事業関係者は当該決定に従うものとする。

(改廃)

第8条 本協会は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

(違反時の措置)

第9条 競技者、指導者および本事業関係者が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置その他当協会が相当と認める措置をとることができる。

付 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。